

令和元年9月18日

地域・卒業生のみなさまへ

東京都立翔陽高等学校長

榎 茂 喜

令和元年度 都立翔陽高等学校における学校閉庁日の取組について

日頃から本校の教育活動について、御理解・御協力をいただきありがとうございます。
さて、都教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」における取組の一つとして行う「長期休業期間等に設定する学校閉庁日」について、本校では以下のとおり取り組むことといたしましたのでお知らせいたします。

<学校閉庁日について>

- ・都教育委員会では、教職員が休暇等を取得しやすい環境づくりを進めるため、長期休業期間等において、学校閉庁日を原則5日間以上設定することとしています。
- ・学校閉庁日の期間中は、講習や部活動、学校施設開放等の対外業務については、原則として実施いたしません。
- ・学校閉庁日は、経営企画室の窓口業務も行いません。

本校における学校閉庁日について

令和元年10月1日（火）、12月26日（木）、27日（金）

令和2年1月6日（月）、7日（火）の5日間とします。

地域・卒業生のみなさま方の御理解・御協力をお願いいたします。

[問い合わせ先]

東京都立翔陽高等学校

電 話 042-663-3318